九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

戦後高等教育改革における専門学校廃止の議論の思想的背景 ： 戸田貞三の「社会観」と「高等教育観」を中心に

井上, 美香子
九州大学大学院人間環境学府発達・社会システム専攻(日本近世大学史) ： 博士課程

https://doi.org/10.15017/1904326

出版情報：教育基礎学研究. 2, pp.1-30, 2005-03-31. Faculty of Human-Environment Studies, Kyushu University
バージョン：
権利関係：

教育基礎学研究，2004，第２号，1–30頁
Bull. Phil. & Hist. of Education, Kyushu U., 2004 , Vol. 2, pp. 1-30

戦後高等教育改革における専門学校廃止の議論の思想的背景

― 戸田貞三の「社会観」と「高等教育観」を中心に ―

井上 美香子

問題の所在

本論の目的は、戦後教育改革で展開された専門学校の廃止に関する議論の背景にある社会と高等教育に対する思想を、戸田貞三[1]の著作を紐解くことで明らかにすることである。

旧制専門学校（以下、専門学校）を大学に再編統合して大学の一元化を図ろうとする議論が、旧学制以来あったことは周知の通りである。この議論に終止符をうつこととなったのが、戸田貞三の論をはじめとする教育刷新委員会での専門学校の廃止に関する一連の議論であった[2]。戸田は、昭和２１年１０月の第７回教育刷新委員会総会で、専門学校の廃止を工業教育との絡みで論じている。そして、この専門学校の廃止は、医学及び女子教育の視点から支持されている。そこでは、柿沼昊作が医学教育の質の低下を防止するという視点から、そして、星野あいは女子の大学教育への門戸開放を目指すという視点から専門学校の廃止を論じている。

ところが戸田貞三の議論は、上述の柿沼や星野らの視点とは性格を異にしている。すなわち、後に詳述するように、戸田の議論は戦後日本の重要な政策シンボル[3]となっていた科学技術を念頭に据えた上での専門学校の廃止に関する議論を展開しているのである。つまり、戸田の論を検討することを通して、科学技術の振興を政策シンボルとした戦後日本社会において、大学に付与された教育のありかた又は大学の在り方の一側面を明らかにすることができるのである[4]。

また、戸田は旧学制時から教育刷新委員会にかけて学制改革の中枢を担った委員会である、教育改革同志会委員[5]、教育制度研究委員会委員長[6]、日本側教育家委員会[7]の小委員会委員長、教育刷新委員会委員を歴任している。

以上から、戸田の高等教育に対する思想とその背景にある「社会観」を考察することは、戦後日本社会にむけて、旧制の高等教育観なるものが取捨選択されながら新制大学像が構築されていくという新制大学形成の過程を明らかにしていくことになると考える。

先行研究では、教育刷新委員会における専門学校の廃止に関する議論に対して、専門

学校出身者と大学出身者との間の社会に進出する際の両者の不平等という大学と専門学校との格差是正を目指したものであるという評価がなされている[8]。つまり、特権階級的教育制度の打破を目指したものであるという評価である。

しかしながら、こうした専門学校の廃止に関する評価は制度にのみ着目した上での結果論的な評価にすぎない[9]。なぜなら、専門学校の廃止に関する議論の背景には、それを前提とする「社会観」と「高等教育観」が流れているはずだからである。専門学校の廃止に関する議論は、旧学制下以来そのあり方や廃止に関して議論されてきたので、こうした旧学制下以来の論や思想をせおって展開されていると思われる。従って、そうした議論をおこなってきた諸委員会に属していた戸田の教育刷新委員会での論自体もそのような旧学制下以来の論をせおって展開されているものと考えられるので、戸田の思想を紐解いていく必要があるといえよう[10]。そして、こうした「社会観」と「高等教育観」は、新制大学像の形成要素となるのである。

故に本稿では、旧学制以来専門学校の廃止に関する議論に中心的に関わってきた戸田の思想に着目してその思想的背景を考察することとした。戸田の「社会観」及び「高等教育観」を考察するためには、戸田の著作からその思想を抽出することが最も至当であると考える。そこで本稿では、戸田の著作の中でも、社会や教育などに言及したものから考察することとした。尚、戸田の著作を検討する際、戸田の社会と大学に対する思想が形成されていく過程を明らかにするために出版年順に検討を加えていくこととした。

１、社会間格差の発生とその原因の追及―戸田の「社会観」構築―

（１）社会間格差を引き起こす「職業」と「地位」の関係－「社会に関する事項」

本論で、戸田は「職業」に着目し、それが人々の社会的「地位」を決定し「富」の不均衡を引き起こしていると論述している。以下、戸田が論考する「社会」と「職業」との関係を詳細にみていくこととする。

「職業と云ふものは社会学的にはどう云ふ意味を持つたものかと云ふと人間の働きの方面・・・・・・与へられたる世界に於て人々の相互関係を社会と云ふ。所が今此社会なる観念と人なる者とを一つ切り離して考えて見ると此特別なる人は或る働きをする、私は学校教員と云ふ働きをする。此働きは私自身の立場から見ると此働きをなすことに依つて私は生活が出来る。即ち私が此働きを社会に提供する、社会から私は或るものを受ける。

其方面から見ると妙な文字ではありますが一方は貢献の生活、一方は享受の生活と云ふ二つの方面が考へられる。そこで此貢献の生活の方面に人と人との色々の相互関係が起る。それが即ち職業と云ふものである。職業と云ふものは我々の働きを社会に提供する所の関係である。そこで此職業を通して自分たちの能力、働きを我々が社会に与へ、それに対し社会が我々に呉れるもので一番我々の目に見えて大きいものは富と云ふものである。」[11]（下線は筆者、以下同じ）

ここでは、「職業」を「社会」との関係から以下の様に定義している。すなわち、人はある「働き」を「社会」に提供し、そうした人々の「働き」の相互関係により「社会」が成り立つというのである。そして、その「社会」に対する人々の「働き」こそが「職業」であるというのである。

この「社会」と「職業」の関係を、「職業」を通した「社会」への「貢献」と、「社会」による「富」の「享受」という構図で捉える。こうして戸田は、以下、「社会」から「享受」される「富」に着目する。

「一体我々が富を与へられると云ふのは何故かと云ふと仕事を提供するからである。だから此意味に於て我々が社会に提供する仕事を与へられるものとの間に一定の比率が成立つて居れば問題はない。（中略）如何なる人でも其仕事に応じて与へられると云ふことであれば大した問題はないと思います。所が今日は是が非常に違つて居る。百の仕事をした人と五十の仕事をした人とは仕事の分量から云へば一と二の比率であるのに与へられるものは一と五であつたりする。そこに近代の大きな問題が潜んで居る。近代では富が一方に集中して来ると云ふことが大きな問題である。」[12]

ここで戸田は、「職業」を「提供」することで「富」が与えられること自体には異論を唱えていないことがわかるといえよう。問題は、「富」が「職業」との関係において「一定の比率」のもとに与えられるのではなく、「一方に集中して」与えられることであるというのである。

この「職業」によって与えられる「富」の偏った集中が、「大きな問題である」と指摘しているのである。そして、この「富」の一方集中が社会に以下のような影響を及ぼす。

「それに就て我々が職業を通して働く方面の働きの分量は何に依つて決定されるか（中

略）誰が大なる働小なる働きと云ふことを決定するか、（それは）其時代或は其社会に於て此人が大なる働きをなしたりと云ふことを全体が認める。（中略）即ち其仕事が今の社会に何かの効用を現はす、特別なる意味を持つと云ふことを標準として其効用の程度に於て大なる働き小なる働きと云ふことを決定する。（中略）効用の多少と云ふことは其働きの結果が如何に社会に役に立つかと云ふことを以て標準とする。所が其役に立ち方は時代に依り場所に依つて違う。」[13]（括弧内は筆者による）

「富」は「職業を通して働く方面の働きの分量に依つて決定される」としている。従って、「働きの分量」によって与えられる「富」の分量が決定することは当然であるといえよう。そして、こうした仕事の「効用」が社会的「富」の分与となる基準である限り、それは時代により変動するべきものであると論じているのである。

ところが、以下にみるように、問題はこの「富」の分与の基準が固定化してしまうことにあると戸田は指摘する。

「所が元来は其人の働きに対して或る一定の効用を認めるのでありますが一度或る働きをすると云ふと今度は其働きから人間其者の方へ認定作用が変はつて来る。即ち働きで認めた所の効用を今度は人で認めるやうになる。其処に一つの大きな変化がある。（中略）其人の居る所の地位に対して百とか二百とか三百とか云ふやうな認定を加へるやうになる。此人と云ふ考は何時でも地位を通して存在する。或る仕事をする最初の形に於ては人が働きをするのであつて其人に対して認定を加へられる。兎に角初めは仕事に対して与へられ、次には人に対して与へられ、次には其人の居る地位に対して与へられると云ふやうに認定作用がだんだん移つて来る。（中略）所が一旦地位に対する認定となつて来ると人其者はゼロでも宜しい、人形を置いても宜い、其地位に居りさへすれば与へられる。総ての場合がさうはいきませんが多くの場合に於ては最初に地位に対して或る尊敬料を与へ、或る分配を決定せしめるように出来上がつた時に於ては最初に其地位に居る人は余程有力な人であるから其地位は偉いものとなつて居る。所が最初の人は自分の地位其ものに対して社会から尊敬と或るものとを与へさせやうと努力してさうしてそれを与へさして置いて自分の地位其ものを自分の欲する儘に塞ぐ人間を求めて来る。其地位を塞ぐ人間は社会が決定すべきものであるのに自分が決定する、即ち自分が其地位を塞ぐ人間を決定すると云ふことを社会から認めさせる。」[14]

社会的「富」なるものをその個人がどれくらい需要するかということは社会全体がきめるものであり、その基準は時代や場所によって変動するべきものであることは先に見た通りである。問題は、こうした基準が「地位」と結びつくことによって不動のものとなってしまうことであると論じているのである。

すなわち、初めは「仕事の分量」を基準として与えられた社会的「富」が、いつしか「地位」を基準とするようになるというのである。そして、一旦「富」によって「地位」なるものが生じてしまうと、社会にどれ程「貢献」したのかという「働きの分量」や「効用」とは無関係に、人はいったん手に入れた「地位」によってのみ「富」を得る様になるというのである。

そして「地位」を手に入れると更に多くの社会的「富」の分与を求め、その為の「地位」を確たるものにするために「自分が其地位を塞ぐ人間を決定すると云ふことを社会から認めさせる」ようになるというのである。

こうして「地位」を確たるものにするための方法として、「相続」なるものが利用されていくことを以下のように論じている。

「即ち相続のようなもので大名は最初の人は偉かつたかもしれぬ、最初に其地位を築き上げてそれに対して尊敬を払わせ其地位が一旦出来上ると次に其地位に立つ者は社会が決めるのではなく自分が決めると云ふことを認めさせる、即ち自分の子供が之を守ると云ふことを社会に認定させる、諾がなければ実力を以て争う。そこで社会は其地位を塞ぐ者は其地位に居る者が之を決定すると云ふことを認定して来る。そこに於て一定の相続と云ふことが起つて来る。斯う云ふ風に相続されると其相続した人間は何でも宜い、相続の形式に依つて其地位に上りさへすれば宜い。(中略) さう云ふものに対して与へられた上に若し其人が働きをするならば其働きに対して又与へられるのであるから茲に二つのものが一緒になつて働く。だから何等地位も財産も持たない者と相並んで働く時に於ては一方が何時でも多く一方がいつでも少ないと云ふことになる。」[15]

つまり、一旦、社会的「富」によって与えられた「地位」を、人はその「地位」を利用することで不動のものならしめることができるようになる。次に、その「地位」をより確たるものにするために、「地位」は「相続」されるようになる。そして、その「地位」によって与えられた社会的「富」に加え、更なる「働き」をすることでそこに新たなる「富」を得ることとなるというのである。

こうして社会的「富」の分与の不均等が生じてくるのであり、これはさらなる「地位」「財産」の格差を生じせしめることになることを指摘しているのである。

要約すると、「職業」が「地位」を生じせしめ、一定の「地位」を有するもののみが多くの「富」に与るような社会の仕組みを作り出すに致っている。戸田は、こうした点を問題としているということができる。

つまり、こうした「職業」によって発生する「地位」の固定化が、「富」の不均衡や人々の社会間格差を引き起こしていることを問題としているのである[16]。換言すると、戸田が社会の問題とするところの社会的「富」の不均衡の根本的原因は、「職業」が生じせしめる「地位」の固定化にあると主張しているのである。

ここから、戸田は人々の「職業」の別が結果的には「富」の分配に影響し社会間格差をもたらすことを問題としていることがわかる。こうして「職業」の別がもたらす社会的問題を、まずは人々の社会間格差というマクロな視点から捉えた。そして、こうした社会的問題が個々の家々にまではびこっていくというミクロな視点に移し、こうしてはびこった問題が社会にフィードバックされて問題を孕んだ社会を再構築していくといくことを次の論文で論じている。

（２）「地位」の固定化による「階級」の発生－「階級的内婚制に就いて」（上）、（下）

本著作では、「地位」は「相続」により固定化され、「階級」を作り出すことを指摘している。

「我国は古来婚姻に際して配偶者の身元調べを極めて念入りになす習慣を持つて居る。（中略）之れは配偶者となるべき者の身分処遇と、自己及び自己の所属する家族団体の社会的地位との間に、余り大なる差異のない事が社会的に要求されて居るからである。（中略）即ち各々の者は社会的地位、身分を等しくして居る各階級の内部に其通婚の範囲を限局し、所謂階級的内婚制（Class Endogamy）を実現せんと希望して居る。此希望を満たす為に、相互に相手方の社会的関係、身分等に関して細心の注意を払う様になつたのである。之れ故に双方の身分の間に大なる開きのある場合は一般には『つり合はぬ』縁組として婚姻は成立し難いものとされるのである。併し当時者自身が強いて其婚姻を成立せしめんとする場合には、何かの擬制によつて社会的地位の低い方の地位を高

め、形式上双方の身分は略ぼ等しきものゝ様になして夫婦関係を結ぶ様である。」[17]

ここでは、「階級」のおこりを律令体制時代にまで遡って検討し、「地位」を基準として確立する「階級」をもとに「婚姻」が行われていることを指摘する。

そして、本著作でも「職業」が「各階級の者が身分の異る者との間に通婚を避ける様になつ」た「通婚の限局」を「当然の事」として引き起こす要因の一つとなったと論じている。

「当時武家階級は其特権を維持する為に、一般人に対して、職業の世襲を強制し、交通移転の自由を禁じ、武士、百姓、町人、賊民の生来的の区別を厳格に維持せしめたのである。此様な時代に前に掲げた様な法度や物語が出て、各階級の者が身分の異る者との間に通婚を避ける様になつたのは当然の事である。」[18]

こうして「社会的地位、身分」をかためていく手段の一つとして、「通婚の限局」が行われるということを本論の（下）ではさらに詳細に説明している。

「然るに人類の生活形式が次第に複雑となると共に、特定の家族団体が現在に於て持つて居る所の職業、特権又は財産は、其団体の成員が居た出生死亡によつて漸次変つて行つても、依然として其団体の所属する事となつた。特定の人に属して居た職業や地位は、其の人の死亡後に於ては其人に最も近いと信ぜられて居た血縁者によつて継承せられる様になつた。（中略）此世襲制度の確立は社会的勢力となるべきものを特定の家族団体に固定せしむる事によつて、茲に一つの家族団体と他の家族団体との間に受ける所の社会的勢力の差、地位の差を生じせしめ、此様にして階級を確立せしむる様になつたのであるが、此世襲制度は同時に各階級間の通婚を妨げる様になつた。職業や儀礼の世襲や、地位や財産の世襲は、優越なる力をもつ者に最も近い者は優越成る力をもつ者である事が社会的に継承せられるが故に起るのである。」[19]

つまり、「人類の生活形式が次第に複雑」になるに従い、特定の「職業、特権又は財産」は「其団体の所属する事」となるようになる。そして、これらを「継承」するという「世襲制度の確立」が「階級を確立」し、「各階級間の通婚を妨げるようになつた」というのである。

先の論文で述べるところによれば、一旦社会的「地位」を獲得するとその「地位」を守り継承して不動のものとしていくために、子に「地位」を「相続」していくという方法が採られるようになったということであった。

そして、この個人に属する「地位」が「職業」の「世襲」により、ある一定の「家族」という「団体」に属するようになることで、「団体」同士の間に差がおこり「階級」が生じる。こうした、「地位」を守る為の「階級」という要塞は、「優越なる力をもつ者である事が社会的に継承せられるが故に起る」と戸田は指摘する。

また、以下にみるように、こうした婚姻における階級制は何も日本固有のものではなく、世界でみられる傾向があり、あたかも自然発生的に生じると強調する。この階級制という自然発生的現象を、世界にまで視野を敷衍して論じようとする点などから、社会的格差が起こることに対する戸田の問題意識の強さをうかがい知ることが出来るといえよう。

「通婚範囲を身分の高下に限る習慣は、日本や支那にあるばかりではなく、印度にも、西亜細亜にも、欧州にも、又は南洋や豪州の未開人社会にも、或は又アフリカの土人間にも、将又アメリカインディアン中にも嘗て行はれた。又現在も尚行はれて居る様である。」[20]

そして、戸田はこうした「階級的内婚制」が制度化する可能性を有しているとして警鐘をならす。

「此様に考えて観ると、婚姻範囲の身分上の制限も、其制限が起るにはそれぞれの社会に特有の事情もあるであらうが、併し此様な習慣が廣く人類の集団生活に起つたのは何か人類の集団生活に特有なる事情ある為に生じた事ではなからうか。此様な習慣が何等連絡のない様な社会に起つたのは、人類の各社会に同様な事情あるが為に、此習慣のあらはれる直接の動機には多少の差あるとしても、其制限が類似の形を以てあらはれるのではなからうか。（中略）優越的階級の者はかゝる要求を其階級の要求として其所属員に承認せしむると同時に、其優越的地位を利用して、其要求を其社会的秩序維持の必要に出づるものとして一般的に承認を求める様になる。それが一般的承認を得る様になれば此階級間通婚の禁はやがて社会的習慣として又は法制として行はれる様になり、茲に階級的内婚制は確立するのである。此様に考えて観ると、階級の確立は階級的内婚に傾き

易きのみならず、此内婚はやがて制度として社会的に確定せられるものゝ様である。」[21]

つまり、「地位」が「相続」され「家族」という血縁「団体」に属することで、「地位」の一定団体に対する所属が固定化する。その結果、他の「団体」との格差によって「階級」が確立するというのである。

「階級」は、「地位」の異なる「団体」同士の「通婚」をよしとせず、「範囲を限局」する。しかしながら、それは「社会的に要求されて居るからである」としている。

戸田は、「社会」とは「職業」すなわち人々の「働き」の相互関係により成り立つとしている。従ってここでは、こうした社会間格差を是認するような「階級的内婚制」が「社会的に要求」されているとするところには、以下のような含みを指摘できる。すなわち、「社会」なるものが「地位」の高いものにとって都合のよいような仕組みとなっているし、そうなってきているということである。

「社会に関する事項」とあわせて踏み込んでいうならば、こうした「職業」による「地位」の固定化は、「地位」の高い者に好都合の「社会」を構築しうるという問題をも孕んでいるといえるのである。

こうした点から、戸田は「階級的内婚制」が社会的「地位」の優位なる者の都合で制度として確立しつつあることに、本著作で警鐘をならしているのである。

以上、「社会に関する事項」、「階級的内婚制に就いて」では以下のようなことを論じていた。すなわち、「職業」によって一旦「地位」を手に入れると、その「地位」は社会的「富」の分与の基準となって、分与される「富」の量は固定化してしまう。この「富」の分与の基準となる「地位」の所属を固定化するために、人は「地位」を「相続」させる。

「職業」によって「地位」が決定し、「地位」によって「富」が分与されるという相互関係が固定化されてしまうと、この三者による歯車が社会の在り方を決定していくものとなっていくというのである。その結果、社会は「地位」あるものに有意な仕組みとなり、「階級的内婚制」も社会的制度として「要求」され受け入れられていくようになるというのである。

すなわち、戸田は以下のような「社会観」を有していたと考えることが出来る。まず大きな点として第一に、戸田の「社会観」の背景には人々の「地位」などの社会間格差を問題とする課題意識がある。

そして第二に、「地位」と結びつき最終的には「富」の分与に影響を与える「職業」を、社会間格差が生じる原因とみているという点である。戸田は「社会に関する事項」および「階級的内婚制に就いて」の両著作で、「職業」も含めて一定の「地位」が個人に「相続」されることで「地位」の所属が固定化してしまうことを論じていた。

しかしながら「社会に関する事項」で指摘していたように、「働きの分量」に応じた「富」の分配に就いては、それを社会間格差の原因とはみていなかった。つまり、「職業」を通して「働き」という行為が行われ、その「分量」に対する報酬としての「富」の分与と、「職業」に対する分与は違うとしている。「職業」に対する「富」の分与とは、「地位」と連動して一定の個人ひいては「団体」に所属してその「地位」に与えられる固定化したものであると、戸田は捉えているのである。

こうして戸田は、「地位」や「階級」などの社会間格差を是正するべきであるという「社会観」を背景に、「職業」が「地位」と連動することにより社会間格差が生じるという根本原因を「社会に関する事項」及び本著作で指摘したのである。

社会間格差を助長する原因を追及した結果、次にするべきことはそうした原因を生み出す社会構造自体を是正していく方法を提示していくことであろう。以下、戸田は社会構造を是正していく方法として、「知性」を向上させていくことと「学校」に焦点をあてて論じていくこととなる。

２、社会間格差の是正に向けた方法の模索－導きだされた「高等教育観」―

（１）「矯正」としての「学校」への着目－『社会政策』

前著作までは、社会構造の仕組みにより「階級的内婚制」が制度として認められていく様を論じていくことで、社会間格差を内包した社会が成立していく様子を論述してきた。

本著作では、こうした仕組みが一旦出来上がってしまった社会が次に求めるものを検討して論がすすめられている。

「人間生活は合理的要求にばかり基いて組み立てられて居るのではない。合理的の展開もあれば又非合理的の方面もある。最近に於て産業合理化と云ふことが多くの人々の注意を引くようになつて居る。それは産業界に於る人間行動を総て合目的的に整序しやうと云ふ要求である。<u>産業界に於ては人間行動は最も合理的にあり易く、又当然さうある</u>

べき筈である。そこでは無統制な浪費や、無政府的な競争は許されない筈であり、総て非合理的なるものは早くから排除せられるべき訳である。然るに最近に到つて此の様な要求が事新しく高調せられるのは何故か、それは合理的であるべき人間行為も、容易に合理的にのみ実現され難いものであることを語るものではなからうか。」[22]

すなわち、前述してきた様な仕組みで人々に社会間格差が生じている社会が次に求めるものを「合理化」する。そして、その対極に「非合理的なるもの」を位置づけている。ここでは、人々の間に社会間格差を引き起こし助長するとものとして論じてきた「職業」を、「産業界」と換言して論をすすめている。

この「産業界」では、「合理化」が叫ばれ、その一方で「非合理的なるもの」の排除が叫ばれていると指摘する。

しかしながら、こうした「合理化」への要求が声高に叫ばれているという現実に直面するとき、やはり人間行為はそう簡単に合理的にのみでは実現されえないことを、ここでは論じている。

「合理化の要求が高調せられるに伴ふて、合理的のことは望ましきこと、善いことであるやうに考へられて来た。其結果非合理的なることは好ましからぬこと、悪いことであるやうに連想せられ易くなつて来た。併し此の様な連想は無条件に許されるべきではない。暇りに合理的なることは善いことであるとしても、其故に非合理的なることが悪いことであるとは云はれない。（中略）合理化がよいことと考へられるのは、総て非合理性の否定となるが故によいのではあるまい。合理化せらるべくして尚合理的となつて居らぬ人間行為を合理的に整えるが故に、よいこと、好ましいこととされるのであらう。合理化出来ぬ人間生活は、それが非合理的であるからとてよくないと誰が云ひ得やう。」[23]

ここでは、人間は「合理的」であることを望むのであるが、社会は必ずしも「非合理」なるものを「排除」できるほど「容易に合理的にのみでは実現」されるものではないと説明している。こうして社会における「非合理性」を認めながらも、認められるべきでない「非合理性」について以下に強く主張する。

「人は人間行為を合目的的に整えることを知らないで非合理性に屈従する場合もある。何れにしても余り名誉にはならぬ。人間が此不名誉から脱出する道は知性の向上と勇気

の振興とにある。」[24]

ここでの「非合理性」とは、「屈従」という言葉が使用されているところから前著作から戸田が問題としているところの人々の社会間格差により生じる主従関係のことを指すものと思われる。そしてこの「非合理性」を「名誉にならぬ」と戒めた上で、こうした「不名誉から脱出」する「道」として「知性の向上」を挙げているのである。

すなわち、社会間格差を原因とする主従関係は、道理にかなわない「非合理性」であるというのである。そしてこうした「非合理」的「屈従」は、無知からくるものであると、戸田は主張するのである。だからこそ、「非合理性」への「屈従」という「不名誉から脱出する道」として「知性の向上」を挙げているのである。

以下、「非合理性」への「屈従」なるものを詳述し、それから「脱出」することが以下に社会に利益をもたらすものであるかを論じている。

「十九世紀以前に於ては一般人には行動の自由が許されず、強制、拘束、束縛、抑圧が絶えず人々の上に加へられて居た。例えば我国に於ても封建時代には、一般人には行動の自由は認められて居らなかつた。能力の秀でた者も自己の能力に応じた仕事を選ぶ事が許されず、又自分の力によつて捕え、自分の働きによつて求め得たものも、之を任意に享受する事は許されなかつた。（中略）個々の人々の天賦の能力、性質、又は努力によつて得たる資格等の如何にかゝはらず、人々は伝来的家業に専心従事しなくてはならぬ様に運命づけられて居た。（中略）支配的地位にある武士は支配者として自分の行為を任意に定め得るが、被支配的地位にある百姓町人は支配者の意のまゝに強制せられ、他動的に動かされ、個人的自由行動は極端に制限せられて居た。此様な自由の制限はたゞに我国の封建時代に於て行はれて居たのみならず、何れの国に於ても封建的又は専制的の政治組織の存した場合には行はれていた。」[25]

この様に、「非合理性」への「屈従」を「強制」「拘束」「束縛」「抑圧」と形容している通り、人間が生きていくうえでの「自由の制限」として説明している。そして、視点を日本のみならず世界にまで広げて説明することで、こうした「非合理性」への「屈従」が、「強制」や「拘束」などの「自由の制限」を引き起こすことは自明のことであることを論証している。

ところが、社会の前進とともに被支配者にも一定範囲の自由が認められるようになる

と以下の様に記している。

「次第に自由を拡張し得たのであるが、併し仏蘭西革命に到迄は仏蘭西の庶民即ちゴールは、貴族即ちフランクに比して其行動が著しく制限せられ、政治的行動等は全く許されなかつた。彼等は産業的には次第に活動範囲を拡げ、其富を次第に増加し得たのであるが、彼等の富は一定の制限された範囲の内に使用が許されるのみであり（後略）。」[26]

つまり、被支配者層は自由を手に入れても、それは一定範囲という制限された自由であり、支配権に近づきえないと論じている。

けれども、一定範囲の制限があるにせよ一旦「自由」を獲得すると、「此様に行動の自由を強く制限された者」は、「自由に対するあこがれは極めて強烈にあらはれる」[27]と論じる。そして、その結果として社会が以下のような活性化をみせると続けて論じている。

「併しながら此自由主義の要求が一度認められる様になつて以来、今迄支配的地位にあつた者の強制と圧迫とに悩まされて居た人々は、魔術をかけられた様に自由と云ふ声に陶酔して来た。（中略）人々は総て其自身の生活要求に従い、他の者から拘束干渉を受ける事なく自由に其翼を伸ばし得るものと考へる様になつた。其結果先づ第一に人々が其能力を自由に伸長して活動する様になり、産業生活の方面に於ては生産能率が増進し、産業的所産は種類に於ても又量に於ても増加し、物的文化財の内容は著しく豊富になつた。各人は自己の働きによって捕え得た所のものを自由に自己の任意に使用し得ると考えるよりして、十分に其能力を伸ばし、種々なる生産物を産出する様になつた。次に又人々は自己の生活要求に応じたあらゆる生活形式を取り入れる様になり、此様にして精神的所産としての文化財も著しく豊富になる様になつた。」[28]

すなわち、「人々が其能力を自由に伸長して活動する様」になることで、「生産能率が増進」し、「精神的所産としての文化財も著しく豊富になる様になつた」というのである。

つまり、被支配者層にも「自由」が与えられることは、産業と文化がともに活性化するという利益を社会にもたらすことになるというのである。

ところが、一方でこうした「自由主義」は社会に不利益をもたらす側面をも有していることを以下に指摘している。

「各々の人々は他の干渉を受ける事なく、自己の自由なる構想を以て自己の望む所のものを書き出す事に始め、茲に種々様々なる形の文化内容を構成する様になつた。此如き文化内容の増進は、自由主義の要求がもたらした大なる効果であつたが、之と共に自由主義はあらゆる文化的所産の享受に於て極めて個人本位的となる傾向を助長する様になつた。」[29]

つまり、「自由主義」は「個人的本位となる傾向を助長」する要素をも有しているというのである。勿論、こうした「個人本位」への傾向を単に悪として批判しているわけではないことは以下に記している通りである。

「人間は二つの方面に分けて観る事が出来る。一つは個人生活として観られる方面であり、他は社会生活として観られる方面である。（中略）云ふまでもなく個人の創造性は尊重すべきものであり、個性は不可侵なるものである。併しながら人間生活は単独なる個人の生活のみから展開するものではなく、常にそれは他の個人としての共同に於て実現するものであり、社会生活としてあらはれるものである。」[30]

しかしながら、ここで戸田は「人間生活は単独なる個人生活のみから展開するものではなく」、「共同に於て実現するものであ」ると主張する。

いくら人間生活が「個人本位的なる」傾向を帯びたとしても、それは他との共同生活という社会の中での営みにおいてはじめて成り立つものであるというのである。そして、個人の生活は全て他との共同において成り立つという社会の中でなされる限りにおいて、「個人本位的なるもの」に対する「権力」は生じてくるというのである。

つまり、人間の生活とは「個人の持つて居る所の対人的の対抗力の差によつてのみ」その「展開を許さんとするもの」[31]である。そしてこの対抗力とは個人だけではどうすることも出来ない、「個人の外部から個人に賦与せられる対抗力でなくてはならない[32]」。そしてその「対抗力」は、「社会的に与へられる力であり、社会的に是認せられた力」[33]としての「権力」を指しているのである。

続けて、この「社会生活上の所産」である「権力」と、同じく社会の前進において発生する「個人本位的なるもの」との、社会における関係の矛盾を以下の様に指摘する。

「此如く権力は社会生活上の所産であり、権力の行使は社会的是認に基いて可能となるものであるが、一度此力が特定の人に認められて来ると、此力を持つ者と然らざる者との間に於ては、対抗力の上に大なる差を生じ得る様になる。（中略）此如き社会的是認によつて外部から個々人に与えられる対抗力は、個人的に備はる力と異りて何程にても増加拡大し得るものである。社会を構成する人に、一度或る人に富又は権力を是認すると、此人は其是認を受けて居るが故に、他の者より優れたものと認め、優れた者に対して更に又多くの富又は権力を是認する様になる。（中略）従つて富又は権力の差が非常に大きくなるからと云つて此差を除去しようとする企ては、人間自身の意識活動が今まで通りのものである限り、成功しそうにも思はれぬ。富又は権力から来る人々の対抗力の差は止むを得ないものであるが、併し此力が個人生活を本位として、個人の生活上の要求のみに従つて用いられるとしたならば、それは果たして妥当であらうか。」[34]

一度、一定の人に「権力」の所有が「是認された」時点で、その「権力」は肥大していくというのである。そして、戸田はこの「権力」を「対抗力の差は止むを得ないもの」として社会におけるその存在を肯定している。

こうした社会的「権力」に対する容認は、あたかも戸田の理論に矛盾を呈するもののように思われるかもしれない。しかしながら、「個人本位的なるもの」が社会に容認されることにより、「権力」は共同生活としての社会の一定の秩序を守るために発生する不可欠な要素であることは以下に論じる通りである。

「現代社会問題と云はれるものゝ多くは、主として分配問題から生じる問題であるが、それは社会的是認に基く対抗力を社会的共同の為に利用する事を忘れて、個人生活の要求実現にのみ役立て様と人々がするよりして起つたものである。（中略）此大なる富を社会的に是認せられた者が、其富を自分等個人の生活のみを中心にして利用せんとするよりして、困難な社会問題＝労資の問題、失業問題、生存権の問題、小作の問題、密集生活から起るあらゆる保健問題、道徳問題＝を惹起するのである。」[35]

つまり、社会的「権力」と「個人本位的なるもの」の関係は、個人と共同生活の場としての社会との関係である。そして、その両者の関係は表裏一体をなすことで、社会を生成することができるのである。

ところが、そうした「権力」を有する者が、「個人生活の要求実現」の為にその力を用いるので、「困難な社会問題」が「惹起」していると論じる。つまり、「権力」それ自体

が問題なのではなく、この「権力」の用いられ方が問題であると戸田は主張しているのである。

「個性は尊重すべきであり、個人の創造性は神聖なるものである。併しながら個人の人格が重んぜられると同様の重きを以て、社会的共同は重要視されねばならぬ。何故ならば人間生活は個人生活であると同時に、それは主として社会生活を通じて実現されるものであるからである。」[36]

つまり、「権力」は「個人生活の要求実現」の為に行使されるべきものではなく、「社会的共同」としての「社会生活」の秩序維持の為に行使されるべきであると論じている。ところが、「権力」はひとたび一定の個人に属するや否や、その「権力」は「個人的」要求実現の力に堕してしまう。

そこで、この「権力」が正しく「社会生活」の為に行使され得る為の方法を以下に講じる。

「即ち社会的共同の維持又は其促進の要点は、外部的強制形式の設定にあるのではなく、人々に内部的に社会人であると云ふ自覚を促すと云ふ事にある。法律とか規則とか云ふが如き外部的規定で人々を強制し、其行為を一定の型の内にあてはめ様とするのは止むを得ぬ場合の方法であり、人間の社会生活から観れば第二義的の方法である。第一義的には何よりも先づ人々に社会的関係を充分に意識せしめ、社会的共同の意義を呑み込ましめ、社会人としての自覚を内部的に惹起せしむる事である。斯の如き自覚心を促す事は、社会的共同を助長する上に於ても最も根本的必要事であるが、是は家庭に於て、学校に於て、又は一般社会生活に於て、年長者が年少者に対して、優位にある者が劣位にある者に対して、指導し、教化する事によつてのみ実現され得る。単に少数の道学者や学校の教員等の手に委せて置くだけでは其実現は仲々困難である。社会生活に参加する多くの者が、社会的に訓練されて居らぬ者、未だ其等の人々のなす共同生活の様式に同化せられて居らぬ者を、身を以て導き、之を陶冶すると云ふに到らなければ、十分なる効果は挙げ難いものである。社会を構成する人々が身を以て未同化の者を導くと云ふ様になるならば、全社会の成因は総て社会的共同を尊重し、之を阻害する様な行為を取らぬ様に自からなるであらう。」[37]

つまり、個々人に「社会的関係を充分に意識せしめ、社会的共同の意義を呑み込ま」せることによって、その「個人本位的なるもの」になりがちな「権力」の行使を是正することができるというのである。そして、個々人に「社会共同的」存在であることを自覚させるようにするためには「教化」が必要であるというのである。

そして、この共同社会における個人としての自覚は、「教化」によってのみ「実現され得る」と主張する。こうした確信のもとに、その「教化」を媒体する機関として「学校」に着目しているのである。

「現代に於ては人々の社会的共同を脅すが如き事実は次第に多くあらはれる傾向があるのに、社会的共同を重要視しなくてはならぬと云ふ自覚は尚未だ充分に人々の内部に喚起せられて居らぬ。（中略）公権力を背景としての人々の社会人としての人々の行動形式を定めると云ふが如きは、第一義的の方法ではないが、社会人としての自覚が人々に強く喚起せられて居らぬ様な場合には止むを得ぬ手段である。（中略）それだけに委せて置いては、社会的共同は法の命ずる範囲に於て最小限に実現し得るに過ぎないものであるから、此様な政策を樹立せられると同時に反面に於ては常に社会人としての自覚を促す様に、家庭に於て、学校に於て、更に進んでは一般社会教育の諸機関を通じて、人々を陶冶する事が重要となる。」[38]

ここでおさえておかなくてはならない点は、戸田は何も「公権力」によって問題とするところの解決を望んでいるわけではないということである。上に記しているようにあくまで「止むを得ぬ手段」としている点は心に止めておくべきであろう。戸田が最良であるという評価をしている訳ではない「公権力」という「手段」をもってしても、この「地位」や「階級」などの社会間格差は是正するべきであるとする戸田の問題認識に発しているのである。

「此等の政策の根本義は、十九世紀以来人々を強く支配した個人本位的、自由主義的傾向とは著しく異なる。その主張は個人本位的生活方法から来る矛盾を出来るだけ矯正せんとする所にある。」[39]

つまり、人々の社会間格差という国境を越えた社会問題の解決策を検討した結果、辿り着いた一つの解決策が社会と人々の媒体としての「学校」であったのである。

「個人本位的なるもの」や「権力」の社会における発生は、至極必然的な事象である。

しかしながら、こうした社会においての自然発生的現象は時として、「非合理的」な「屈従」を一方にもたらしうるような「権力」を「優位なる者」に与えてしまう結果をもたらす。ところがこの社会問題を惹起せしめる、ゆがんだ「権力」の発生も、社会の仕組みとしては自然的に生じる「矛盾」なのである。

故に、こうしたゆがんだ「権力」を発生させない、また、こうした「権力」に「屈従」しないためにも人々には確かな知識が必要であるとする。それが戸田の論じるところの「知性の向上」の必要性である。こうした「矛盾」の「矯正」を「知性の向上」によってはかるために、その媒体として「学校」に焦点を当てたのであった。

（2）「学校」と「社会」との関係をめぐる「大学」と「専門学校」の機能分化の模索
－「社会的地位決定要素としての称号資格」

前著作では、「知性の向上」が必要であるという観点から「矯正」の為の機関として「学校」に着目するという方法を導きだすに至った。

ところが本著作では、社会は「学校」までも「地位決定要素」としているという問題を指摘し、その解決策を提示している。以下に、詳細にみていくこととする。

「社会的地位獲得に対する有力なる条件としての資格、称号が学校に於て与へられるが故に人々は入学難と云ふ大なる苦痛を忍んで上級学校へ進むのである、（中略）即ち、現代の学校卒業生が苦しむ就職難は学校から与へられる資格称号に対する予想と、其事実上の効用との差異に基く所多いと考えられる。従つて、此場合に於ても就職難を惹起したものは社会的是認と云ふ衣を着たる資格称号の怪物である。」[40]

ここでは、「社会的地位」を獲得する為の機関として「上級学校」が直結してしまっていることを指摘する。そして、この「社会的地位決定要素」を「社会的是認と云ふ衣を着たる資格称号の怪物」と表現する。こうした「怪物」は「入学難」や「就職難」という社会的害悪をもたらすというのである。

戸田は、「学校」を人々の社会間格差を是認し助長する仕組みをなす社会の機関の一部となっていると捉えているのである。そこで、こうした社会問題を再生産する機関となった「学校」を是正するための方法を、以下の二点に要約して論じている。

「入学難と卒業生の就職難とを緩和する方法としては学校と社会的奉仕又は地位を意味し易き資格とを切り離すか又は上級学校にて与へられる資格に制限を置くより致方ない。即ち、第一の方法を取れば資格は総て国家試験、又はそれゞ会社又は事業団体の行う試験（試験の方法は現在のごとき方法のみによらずとするも）に於て与へられ得る。之によつて学校は人物教育、学術研究の機関となり、他の意味を持つ人々を収容する事なくなり、又学生も入学難又は就職難に苦しむ事無くなるであらう。第二の方法は専門学校に於てのみ特定の資格を卒業生に与へ大学に於ては何等の資格を与えぬ様にする方法である。専門学校は特定の技能を修めて社会的奉仕をなし得る人々を養成するを目的としている。それ故に専門学校の卒業生に特定の資格称号を与へるのは何等差支はない。併し「大学」は学術研究の機関であり、国家に必要なる人物を養成する機関である。学術の研究に於て卒業と云ふ事のある筈なく、又国家的人物の養成に於て卒業など云ふ事のある筈がない。況んや卒業資格など云ふ意味のものは生じ得ない。（中略）大学にて学修した者が特定の資格又は地位を得んとする場合には、国家又は私の機関が資格試験又は採用試験に応ずれば充分である。（中略）所謂宿命主義を抑へて自由競争を出来る丈公平に行はしめんとでは、其方法の一としても、特定の資格を備ふる人々のみを養成する事を目的として居る学校以外のものには、いかなる学校にも卒業生に特別なる資格を与ふる権利を認めぬ様にする必要がある。此如くする事に於て社会的地位は更によく競争によつて定まる様になり、現代に観るが如き入学難又は知識階級の就職難は次第に消失するに至たるであらう。」[41]

第一の方法は、「学校と社会的奉仕又は地位を意味し易き資格とを切り離」し、「資格は総て国家試験、又はそれゞ会社又は事業団体の行う試験に於いて与」える方法である。そして第二の方法は、「上級学校にて与えられる資格に制限を置」き、「専門学校に於てのみ特定の資格を卒業生に与え「大学」に於ては何等の資格を与えぬ様にする」方法である。

これら二つの共通点は、ともに「学校」[42]と「資格」の関係を切り離しているということである。そして、「専門学校」については、「特定の技能を修める」人々の養成を目的としているという点から、唯一「資格」の付与を認めている。一方、そういった特定の技能の修得を目的とする訳ではない「大学」に対しては資格の付与を認めるべきではないとする。

つまり、戸田は「上級学校」であるというだけでの無制限な「称号資格」の付与をやめるべきであると論じているのである。そうすることが社会と「学校」にとって以下の二点でより有益な結果をもたらすというのである。

第一に、一括りに「称号資格」獲得の機関となっている「上級学校」、つまり「専門学校」及び「大学」のあるべき学校系統の役割機能の分化が明確化されることになる。

第二に、「学校」と「資格」の関係を切り離すことで、「社会的地位は更によく競合するによって定まる様」になり、「入学難又は社会階級の就職難は次第に消失するに至る」様になるとしている点である。この第二の点は、戸田が本著作で最も強調している部分であろう。

つまり戸田は、「知性の向上」をはかる「矯正」の機関として「学校」を位置づけたのである。そして、その「知性」とは、「無秩序」な「屈従」を是認するような社会を築かせない為の知識なのである。

ここでは、「無秩序」な「屈従」を是認しないという正しい「社会観」を「学校」で身に付けた人々が平等な競争に拠って「資格」を得るという戸田のあるべき「学校」観を展開し、「社会的地位」はそうした地盤の上に立脚して存するべきであると主張したのである。

（３）社会間格差是正の結論としての「専門学校」の否定

－「教養補充の急務＝復興と高等教育の在り方＝」

「社会政策」までに論じてきた戸田の講じる社会の構築にむけて、「学校」（＝「上級学校」）が有益であるいう方法を戸田は導いてきた。

本著作では、上述してきた戸田の「社会観」を前提とした上で、次に発展するべき日本社会の方向を科学技術として示唆している。そして、科学技術社会が成り立つ為の基盤を「大学」に求めることとなる。

「高等教育の復興に就いては一部に多少疑いをもつ人もないではないが、筆者はその必要に就いて何等疑いを入れるべき余地なしと信じている。（中略）高等教育機関存置の必要に関しては論議の余地なしと信じている。<u>我国民が将来力強く立つて行く為には、国民生活を充実するに必要なる産業の振興と国民の生活力を合理的に且つ基本的に培養して行く教育の振興とによるの外なく、而して産業の発達と教育の進展の為には高等教育</u>

機関の充実が最も大切であるからである。」[43]

ここでは、戸田は戦後日本の復興には高等教育の存置が不可欠であると論じている。そして、その戦後日本の復興を「産業の振興」によるものとしている。つまり、前著作までは、地位身分などの人々の社会間格差を是正していくための社会を、如何に構築していくかが論じられていた。ところが、ここでは前述してきたような社会の構築を前提とした上での社会の発展するべき方向を「産業の振興」としている。そして、その為に「向上」するべき「知性」を、「教養」ここでは科学技術として、以下の様に論じている。

「戦時中は止むを得なかつたとはいえ、我が国の教育機関、殊に高等教育機関は重要機能の一部を停止し、そのため教養と知能との向上を妨げた。その妨げた程度は学校の種類により、教育者の配慮の如何によつて同様ではないが、教養と知能とに乏しさを加へたことは否定出来ない。自然科学の教育を主とする部門に於ては授業時間も研究期間も比較的多かつたのであるが、それにもかゝわらずその方面の某教授は、この程度の教育では今後卒業の技術者には多くの期待を置くことは出来ないと話していた。自然科学部門においてよりも著しく多く授業停止となつていた文化科学部門の学生に対しては、一層強く同様のことがいえる（中略）。これ等のことを考えると最近我が国の高等教育機関はその機能の実現において止むを得ず均しく貧弱になり学生は教養と知能の向上とに就て均しく不十分の機会しか与へられなかつたといえる。この貧弱さ不十分さは速に補充せられなければならない。」[44]

ここでは、戦時中の高等教育機関の機能の停止が「教養と知能との向上を妨げた」と論じている。自然科学部門及び文化科学部門において、それぞれの部門での授業が削減されてしまったことを指摘した後で「学生の教養と知能」が「貧弱」になったと指摘している。故に、この「知能」に値するものが自然科学部門ならば自然科学関係の教育科目を意味し、文化科学部門ならば文化科学関係の教育科目をさすものと考えられる。

一方、「教養」については以下の様に論じている。

「戦後においても科学的研究の必要は認められ、八月十五日政府当局もこのことを明らかにしている。然し科学的研究の促進は、一部少数の者に特殊教育を施すだけでよいのではない。それだけでは不十分である。有能者を少数養成することも大切であるが、科

学の振興の為には国民一般の科学的思考水準が高まつていなければならない。」[45]

ここでは、「国民一般」に「科学的研究の促進」が必要である旨を説いている点から、人々の向上すべき「知性」としての「教養」を「科学の振興」と戸田は論じている。ここでは「科学」と記しているが、きたる戦後社会を「産業」社会としており、戦後日本が教育政策のシンボルを「科学技術」[46]としていた点などから、ここでの「科学」とは大きく科学技術のことを指しているものと考えてよいと思われる。

「高等教育機関の存置並にその充実の必要に就いては何人も之を承認せざるを得ないであらうが、この場合特に注意したいのは之に学ぶ学生諸君並に学生を送つている父兄諸氏の態度である。戦時中立身出世主義の学校教育に強い反対論が起つた学校では立身出世主義を特に助長しているのではないが、父兄や学生中には高等教育機関を立身出生の手段と見ている者が少くなかつた。かやうな個人的名利のために教育を受けやうとする立場に対しての反対論が戦時中の反対論であつた。この論は戦後復興の為にも十分是認してよいものであり、又是認すべきものであると考へる。われ等が高等教育を受け、最高の学府に学ぶのはわれ等の教養を高め　知性を磨き、技能を深め、以て世の為国の為に尽したいとの念願に出発するものでなければならない。（中略）それのみを目的として学校を手段視することに就いては反対せざるを得ない。われ等の知能は地下水の如きものである筈である。汲み出さるべき必要のある所には何時でも流れ出るべきものである。俸給生活者として立つ場合にのみ流出すべきものではない。又俸給生活者になり、高い地位に上らなければ汲み出され得ないものでもない。文化科学の学部を出た者が北海道の開拓に従事していても、医学の学術を治めた者が部落会の世話人になつても、その教養と知能とは十分世のため国のためにほとはしり出るものである。単に官僚や大会社ばかりでなく、野にも山にも我が国のあらゆる分野に高い教養と強い知能をもつている者が満ちていてこそ国民一般の是非の判断も明瞭に行はれ、国道は強い底力に恵まれ進展する。」[47]

上にみたように、当時の教育政策のシンボルである科学技術においても、戸田は教育機関が地位獲得のための通過機関とならないように警鐘をならす。そして、こうした「知性の向上」のための教育機関を「最高の学府」、すなわち、「大学」に求める。

つまり、「知性」を「向上」させるための方法としてやや抽象的に「学校」や「上級学

校」として論じてきたが、ここではじめて「大学」と具体化したことになるのである。

「最高の学府に学ぶのはわれ等の教養を高め　知性を磨き、技能を深め、以て世の為国の為に尽したいとの念願に出発するものでなければならない」[48]とし、そして「官僚や大会社ばかりでなく、野にも山にも我が国のあらゆる分野に高い教養と強い知能をもつている者が満ちていてこそ国民一般の是非の判断も明瞭に行はれ、国道は強い底力に恵まれ進展する」[49]と論じている。故に戸田は、「産業」社会では「最高の学府」である「大学」において人々の「知性の向上」をはからなくてはならないとしているのである。

つまり、今までの著作での「専門学校」の存在がここで滅されたことになるのである。「地位決定要素としての学校系統」では、「専門学校」と「大学」とでは社会における役割が異なるとし、「専門学校」における資格の付与を認め、「大学」では資格の付与をすべきではないという立場をとっていた。そしてその論は、いずれにしても「大学」及び「専門学校」の両方の存在を了解した上での議論であった。

ところが、本著作における「専門学校」の存在の否定は以下のような思想に立脚するものであった。それは別稿の「教育上の機会均等と学校系統」にみることができる。

「いわゆる高等教育機関は門戸を鎖していた。さらにまた高等学校や専門学校の卒業生について見ると、大学は高等学校卒業生ということを入学資格とし、専門学校の卒業生に対しては、高等学校卒業生と同等以上の資格があると認められた場合以外には入学を認めなかった。（中略）かような袋小路の多い学校系統は、教育の機会均等という要求から考えると、はなはだ欠落の多い制度である。高い程度の学校教育を受けたいと希望する者に対しては、いずれの学校卒業者であろうとも、高等教育を受けるにさしつかえない程度の学力さえあれば、これに進学の道を開いておくべきである。（中略）これら袋小路に該当する学校においては、上級学校への入学資格の認められている学校の学科目とは異なる学科目がおかれ、その卒業生は上級学校へ通ずる学校の卒業生とは異なる方向に向かわなければならないようになっていた。すなわち、旧学制下では学校系統上人間の生きがいの進路に差をつけるようになっていた。」[50]

つまり、ここでは、「専門学校」と「大学」との格差が「生きがいの進路に差をつける」として非難されている。そして、上述のような社会進出上の不平等の是正には高等教育機関を一本化し、戦後日本社会の早期復興のため科学技術を、「知性」として「大学」で

講じていく方がよいと戸田は考えたのである。

こうした「専門学校」の存在の否定は、「地位決定要素としての学校系統」で、「大学」と「専門学校」の役割による種別化において社会論を展開していたという点で矛盾を孕むことに、戸田が気付かなかったというわけではなかった。

今まで見てきた著作で戸田が論じているように、社会の進展に必要となる「職業」が社会をリードしてゆき利益を集めるという世の中の仕組みからして、こうした「職業」に就くチャンスを万人が有していなくてはならない。その為には、万人が科学技術を「知性」として身につけておかなくてはならない。つまり、本著作での「専門学校」の存在の否定は、戸田の思想から必然的なものであったのである。

おわりに

本論では戸田の思想を中心に、「専門学校」の廃止に関する議論の思想的背景を考察してきた。その結果以下の点が明らかとなった。

第一に、戸田は人々の社会間格差を社会問題の中核にすえ、その問題発生の原因を「職業」が「地位」と直結することにあるとした。

第二に、こうした「職業」と「地位」の相互関係を解消する糸口を、人々の「知性の向上」に見出した。そして、その「知性の向上」の方法として、「学校」（ここでは特に「上級学校」＝「大学」及び「専門学校」）に着目した。ところが、「職業」は「学校」を媒体として「地位」と直結しているという側面を戸田は見落とさなかった。

その結果、第三として、資格の付与という機能を前提に「学校」（「上級学校」＝「大学」及び「専門学校」）の種別化を提案した。すなわち、「地位」の決定要素となる「承号資格」の付与について、特定の技能の修得を目的とする「専門学校」には良しとする一方、特定の技能修得が目的ではない「大学」にはその付与を認めるべきではないとしたのである。そうして、「資格」の取得に関しては「学校」の別に関係なく、それらの高等教育機関とは全く別の機関で試験をすべきであるとした。

ところが、こうした差別社会の「矯正」機関として戸田が着目した高等教育機関の関係自体に差が設けられているという根本的問題に突き当たったのであった。つまり「専門学校」卒業者と「大学」卒業者とでは、社会に進出する際に格差が設けられていたのである。その結果、戸田は高等教育機関の別をなくす方法を考えたのである。

すなわち、第四として、社会間格差の是正をするための根本的解決策として、「専門学

校」の廃止を提案したのである。

つまり、戸田の「専門学校」の廃止に関する論には、社会間格差を大きな問題としてその是正を目指す「社会観」が背景にあったのである。そして、この是正の方法として、結果的に辿り着いたのが「大学」であり「専門学校」の廃止であったのである。

来る戦後社会は科学技術を第一とする社会であり、科学技術を身につけることが「地位」獲得への切符となる。戦後社会に必要な科学技術は無論「大学」で教授するべきものであり、そうすることがより高次の社会を構築することとなると戸田は考えたのである。

故に戦後社会では「地位」を獲得するためには、社会で最も必要とされることとなる科学技術に関した「職業」に就かなくてはならない。そうした「職業」へ就くための機会は、万人が平等にもっている権利でなくてはならない。こうして、「地位」獲得の方法となる高等教育機関を「大学」に一本化することで、高等教育機関の格差をまずは解消したのであった。そして、そこでは「非合理」な「屈従」をつくる社会を悪とするような「知性の向上」を目指した教育を教授しなくてはならないとしたのである。ここから、以下のような戸田の「高等教育観」を垣間見ることが出来る。すなわち、戸田は「大学」を万人に「知性の向上」たる教育を教授するという、社会の構築にもっとも根ざした機関として新制大学を位置づけたのである。

こうして、旧学制から新学制にむけて「専門学校」を廃止して「大学」を唯一の高等教育機関とした。つまり、旧制の高等教育機関の性格を取捨選択した結果のもとに、新学制下での高等教育機関が再編されていったこととなる。ところが問題は、「専門学校」という箱物は廃止したものの、旧学制以来存在する「大学」間における格差などが解消したわけではなかったということである。こうした点で「専門学校」の廃止は、戸田が論じていたような社会間格差を是正する解決の糸口にはならなかったということは後の新制大学の在り方をみれば一目瞭然であろう。

〔注〕

1　戸田貞三は社会学者であり、日本社会学実証化の先駆的役割を果たした。中でも家族制度を研究対象とし、その評価は高い（『新教育社会学辞典』1986 年、東洋館出版社『社会学小辞典』〔新版〕１９９９年新版第２刷、有斐閣、参考）。以下著作をみていく

ように、戸田の思想は社会学者であるが、諸委員会の委員として学制改革教育制度に携わり、また著作や論文で教育改革について多く言及している。

[2]　教育刷新委員会で専門学校の廃止に関する議論が展開されたのは、昭和２１年１０月の第７回教育刷新委員会総会おいてのみであった。そこでは、日本側教育家委員会の意見書の説明を求められた戸田貞三が専門学校の廃止に関する論を展開している。

[3]　羽田貴史『戦後大学改革』1999 年、玉川大学出版部、ｐ151。

[4]　勿論、女子への高等教育機関への門戸開放を提言した星野あいの論や、医学教育の水準向上をねらう柿沼らの論なども新制大学の形成に連なる大学論を展開していると考える。これらに関する考察については次回の課題としたい。

[5]　昭和 8 年に近衛文麿の私的政策研究組織として、昭和研究会が発足した。教育改革同志会は昭和研究会発足当初、研究会の中に設けられた教育問題研究会の後身である。尚、教育改革同志会に関しては戦前の学制改革でも最も注目されていた研究会であり、その旧学制時から戦後教育改革に至る教育改革への影響力については海後・寺崎（『大学教育』）及び大崎（『大学改革 1945～1999』）ともに指摘している。教育改革同志会は、1937 年 6 月に「教育制度改革案」を発表している。そこでは、大学、高等学校、専門学校を整理して職業教育を主眼とした3年制の大学校にし､5年制の中学校に直結させ、一部の総合大学を独立の研究機関としての大学院にする案を発表している。尚ここで注目されるのは、以下のような提言が本研究会でなされている点である。すなわち、学校卒業に伴う特権や称号等はすべて廃止し、入学試験は一般に開放し、職業資格などは国家検定試験によるという提言である（『近代日本教育制度史料』第 16 巻、ｐ166～178）。地位などの特権を与える契機となる職業資格と学校との関係を切り離して、地位獲得の手段となる職業資格の取得は学校とは無関係なものとして国家検定試験に依るとしている。こうした論は、後に検討する戸田の「社会的地位決定要素としての学校系統」（昭和 2 年）という著作にその論を見ることが出来る。本著作は昭和 2 年に発表されたものであり、教育改革同志会における改革案は昭和 12 年に発表されたものである。従って、この教育改革同志会の改革案における上述した提言の思想的背景として戸田の思想が大いに影響しているものであると思われる。

[6]　戸田貞三を委員長として、「緊急なる教育制度上の問題を研究するため」に東京帝国大学内に設置された委員会で、昭和 21 年 3 月に発足。同委員会委員長には総長の南原繁が就き、委員長には文学部長の戸田貞三が就いている。同年 4 月 30 日までに計 10 回

の審議を経て、東京帝国大学総長でかつ日本側教育家委員会委員長の南原繁に答申を提出している。尚、本委員会の発足時期、教育改革案が日本側教育家委員会の改革案に類似している点、委員メンバーが上記両委員会と重複している点などから海後・寺崎氏は本委員会の戦後教育改革に対する影響力に注目している。詳細は、海後宗臣・寺崎昌男『大学教育』(戦後日本の教育改革第９巻、1969 年、東京大学出版会）に詳しい。尚、本委員会の委員会記録によると（「東京大学 教育制度研究委員会記録」『東京大学史紀要』第 7 号、1989 年所収)、ここでは、戸田が中心となって高等教育における専門学校の位置づけについて議題として提案していることが会議記録から読み取ることが出来る。しかも本委員会記録によると、こうした専門学校の在り方を戦後教育改革の議題に据えようとする姿勢は、戸田貞三以外からは見受けられない。こうした点から、いかに戸田は戦後教育改革として専門学校のありかたを課題としていたのかが伺われる。

7　日本側教育家委員会における報告書の案では、学校間較差と社会との関係を念頭に学制改革を論じている点で注目に値する。①大学と専門学校の格差が専門学校卒業生を社会的に不利な立場にしている、②高等学校卒業生のみが大学に進学する結果、彼らのみが将来国家社会の指導者となる特権を獲得することが出来るという高等教育機関の閉鎖性。

8　海後宗臣・寺崎昌男『大学教育』(戦後日本の教育改革第９巻、1969 年、東京大学出版会)、大崎仁『大学改革 1945～1999』(1999 年、有斐閣）を参照。加えて、大崎氏は、専門学校の廃止に関する議論の背景に旧学制下以来の大学一元化論があったことを指摘している。しかしながら、教育刷新委員会では専門学校の廃止に関して戸田以外にはそれについて触れていない点（星野あい及び柿沼昊作らは戸田の論に対して賛意を表明した)、教育改革同志会の改革案、教育制度研究委員会での戸田の議論などから、専門学校の廃止に関して戸田貞三の思想的影響が考えられるがそれに関しては考察されていない。

9　専門学校の廃止に関し、先行研究では特権階級的教育制度の打破を目指したものという評価がなされている。しかしながら、専門学校の廃止を前提として、工業系人材の大学での養成を提案した戸田の案自体には、実は大学の間に格差を設けるような矛盾を孕むものであった（九州教育学会第 56 回大会の発表レジュメ、「戦後旧制高等工業学校における工業教育観に関する研究－新制大学への転換をめぐる－」を参照)。

10　戸田の思想に関する研究は、社会学の分野からのアプローチがなされている。中で

も戸田の「家族制度」に関する思想への研究が多く、戸田の教育観に関する思想的研究はない。尚、戦後教育改革での戸田の教育改革における役割に着目したものに、黒澤英典氏（「わが国に於ける六・三・三・四制学校制度成立の経緯－戸田貞三文書を中心にして－」『武蔵大学人文学会雑誌』１９（２）、１９８８年２月）の研究があるが、戸田の思想については考察がなされていない。

[11] 戸田貞三、「社会に関する事項」 『公民教育公演集』実業補習教育研究会、大正13年、p 42。尚、史料の引用に関しては旧字体は、新字体に改めた。以下、引用する史料についても同様とする。

[12] 戸田貞三、「社会に関する事項」 『公民教育公演集』実業補習教育研究会、大正13年、p 43。

[13] 戸田貞三、「社会に関する事項」 『公民教育公演集』実業補習教育研究会、大正13年、p 43～47。

[14] 戸田貞三、「社会に関する事項」 『公民教育公演集』実業補習教育研究会、大正13年、p 48～52。

[15] 戸田貞三、「社会に関する事項」 『公民教育公演集』実業補習教育研究会、大正13年、p 42～54。

[16] 戸田の、社会において富める者と貧しい者との不平等を問題とする課題意識は以下の著作からも伺われる。すなわち、論文「何故細民が出来るか」によると、何故社会において貧しいものと富めるものという別ができるのかについて論じている。その理由を「貧乏の主要原因は上述の如く所得と生活必需品の価格との不均衡であるが、然し原因は是のみではない、次に挙げらるべきは失業又は就職難と云ふ事である」（ｐ４２）としている。そして以下には、貧しい者は回数券を買うことができないために、結果として少し金銭的に余裕の或る者よりも、高くかっていることになるというような例が挙げられている。つまり、戸田は社会における富めるものと、貧しいものとの不平等の問題を指摘し、こうした社会における不平等の問題は、こうした富めるものと貧しいものとの格差が存在する限り巡りつづけることを述べている（戸田貞三「何故細民が出来るか」、『社会と救済』第1巻第3号　中央慈善社、大正6年12月）。

[17] 戸田貞三、「階級的内婚制に就いて（上）」 『社会学雑誌』日本社会学会、大正15年1月、p 51～52。

[18] 戸田貞三、「階級的内婚制に就いて（上）」 『社会学雑誌』日本社会学会、大正15年1月、p 65。

19　戸田貞三、「階級的内婚制に就いて（上）」　『社会学雑誌』日本社会学会、大正 15 年 1 月、 p 40～41。

20　戸田貞三、「階級的内婚制に就いて（下）」　『社会学雑誌』日本社会学会、大正 15 年 2 月。 p 28。

21　戸田貞三、「階級的内婚制に就いて（下）」　『社会学雑誌』日本社会学会、大正 15 年 2 月、 p 36～48。

22　戸田貞三、『社会政策』台湾社会事業協会、昭和 6 年 5 月、はしがき p 1～2。

23　戸田貞三、『社会政策』台湾社会事業協会、昭和 6 年 5 月、はしがき p 2～3。

24　戸田貞三、『社会政策』台湾社会事業協会、昭和 6 年 5 月、はしがき p 4。

25　戸田貞三、『社会政策』台湾社会事業協会、昭和 6 年 5 月、 p 15～17。

26　戸田貞三、『社会政策』台湾社会事業協会、昭和 6 年 5 月、 p 19。

27　戸田貞三、『社会政策』台湾社会事業協会、昭和 6 年 5 月、 p 19。

28　戸田貞三、『社会政策』台湾社会事業協会、昭和 6 年 5 月、 p 20～21。

29　戸田貞三、『社会政策』台湾社会事業協会、昭和 6 年 5 月、 p 20～21。

30　戸田貞三、『社会政策』台湾社会事業協会、昭和 6 年 5 月、 p 29～36。

31　戸田貞三、『社会政策』台湾社会事業協会、昭和 6 年 5 月、 p 37。

32　戸田貞三、『社会政策』台湾社会事業協会、昭和 6 年 5 月、 p 37～38。

33　戸田貞三、『社会政策』台湾社会事業協会、昭和 6 年 5 月、 p 38。

34　戸田貞三、『社会政策』台湾社会事業協会、昭和 6 年 5 月、 p 39～43。

35　戸田貞三、『社会政策』台湾社会事業協会、昭和 6 年 5 月、 p 39～43。

36　戸田貞三、『社会政策』台湾社会事業協会、昭和 6 年 5 月、 p 44。

37　戸田貞三、『社会政策』台湾社会事業協会、昭和 6 年 5 月、 p 54～55。

38　戸田貞三、『社会政策』台湾社会事業協会、昭和 6 年 5 月、 p 57～58。

39　戸田貞三、『社会政策』台湾社会事業協会、昭和 6 年 5 月、 p 73。

40　戸田貞三、「社会的地位決定要素としての称号資格」『社会政策時報』第 83 号　強調会、昭和 2 年、 p 188。

41　戸田貞三、「社会的地位決定要素としての称号資格」『社会政策時報』第 83 号　強調会、昭和 2 年、 p 189～190。

42　ここでは、「知決定要素」となる「資格」と「学校」を切り離す方法を提示している。そして、資格付与の機能を切り離すべきであるという議論に於いて「上級学校」、「大

学」という記述で論じられている。そして「専門学校」は「資格」を付与してもよい学校として論じている。以上から、ここで「学校」というのは「上級学校」、「専門学校」「大学」のすべてを指すと考えられる。

43　戸田貞三、大学新聞　第 37 号　昭和 20 年 9 月 1 日。

44　戸田貞三、大学新聞　第 37 号　昭和 20 年 9 月 1 日。

45　戸田貞三、大学新聞　第 37 号　昭和 20 年 9 月 1 日。

46　羽田貴史、『戦後大学改革』玉川大学出版部、1999 年、 p 157。

47　戸田貞三、大学新聞　第 37 号　昭和 20 年 9 月 1 日。

48　戸田貞三、大学新聞　第 37 号　昭和 20 年 9 月 1 日。

49　戸田貞三、大学新聞　第 37 号　昭和 20 年 9 月 1 日。

50 戸田貞三　「教育上の機会均等と学校系統――一九五〇・教育界の展望」『教育復興』第 3 巻第 1 号　東京書籍株式会社、昭和 25 年 1 月。